





## 随意契約理由書

工事名 豊中市役所第二庁舎非常用発電機改修工事

本工事は、豊中市役所第二庁舎に設置されている非常用発電機が設置から25年経過し老朽化しており、災害時において必要不可欠な設備であることから、適正な維持管理が必要でありガスタービンの更新、付帯設備の分解整備及び発電機盤等の部品の取替を行い、運用時における安全性の向上と、機能の維持を図るものです。

当該非常用発電機は、ダイハツディーゼル株式会社の固有の技術に基づいて設計製作し、施工納入されたものであり、機器の構造、取り付け位置等の規格が異なる他社では互換性がないため施工することができません。

以上のことから、ダイハツディーゼル株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約の締結を行うものです。